

土地使用貸借契約書

土地の使用貸借（以下「貸借」という。）について、貸付人〇〇（以下「甲」という。）と借受人京都市（担当：本市消防局）（以下「乙」という。）との間において、次の条項により土地使用貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 甲は、次の不動産（以下「貸借地」という。）を乙に無償で貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在地 京都市西京区桂良町1番2

貸借面積 0.16平方メートル（標識敷地）

（貸借期間）

第2条 前条に係る貸借地の貸借期間は、契約締結の日から乙所有地（京都市西京区桂良町1番5）に存在する防火井戸が存する期間までとする。

（用途指定）

第3条 乙は、第1条の貸借地を標識の敷地を目的として使用し、その他の用途に使用しないものとする。

（標識の移設）

第4条 甲は、事前に乙の同意を得たうえで、甲の負担により現在設置されている標識を移設することができる。

なお、標識の移設に当たっては、防火井戸から5m以内の範囲において設置しなければならない。

（譲渡及び転貸の禁止）

第5条 乙は、甲の承諾を得ずにこの契約により生じる権利を譲渡し、又は貸借地を転貸してはならない。

（維持管理）

第6条 乙は、貸借地を第3条の使用目的を妨げないように、維持管理するものとする。

（権利義務の承継等）

第7条 甲は、貸借期間中に貸借地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を、承継させなければならない。

2 甲は、貸借期間中に貸借地を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。

(費用負担)

第8条 使用貸借土地に係る公租公課は、甲の負担とする。

2 第6条に規定する維持管理に伴う費用については、乙の負担とする。

(貸借地の変更)

第9条 甲は、第4条の規定により貸借地を変更するときは、乙と協議を行い、本契約を解除したうえで、変更後の箇所について新たに乙と使用貸借契約を締結するものとする。

(疑義の決定)

第10条 本契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

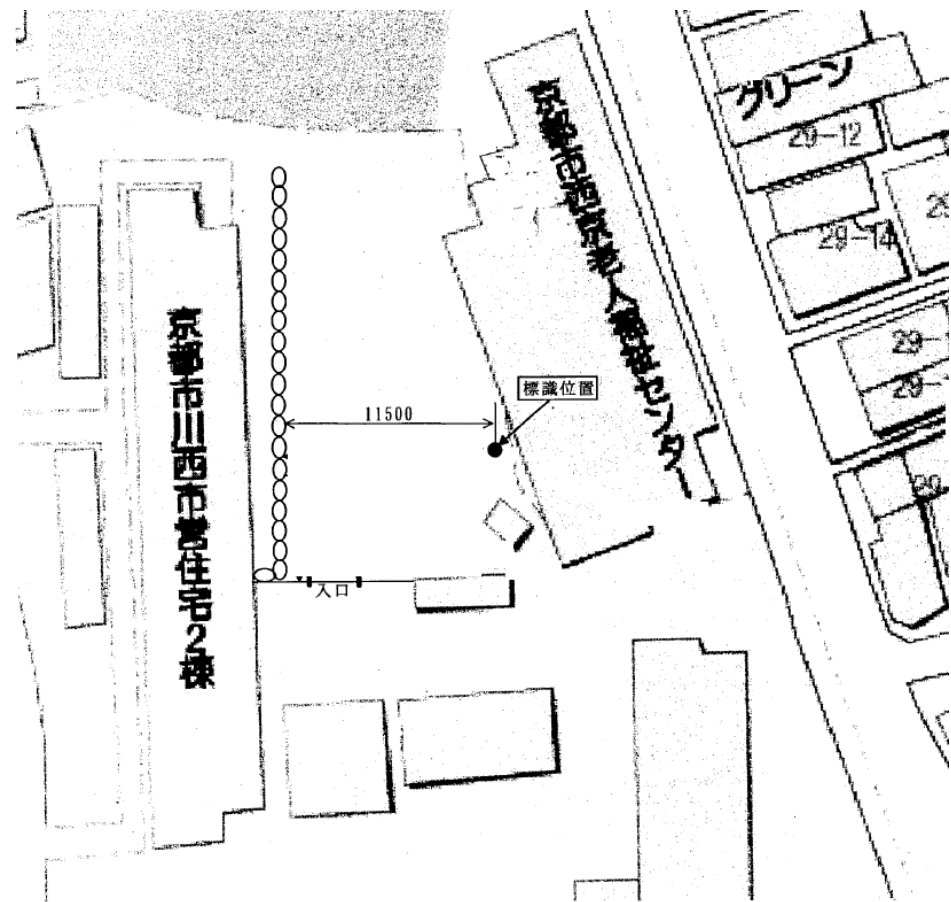
氏 名

乙 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

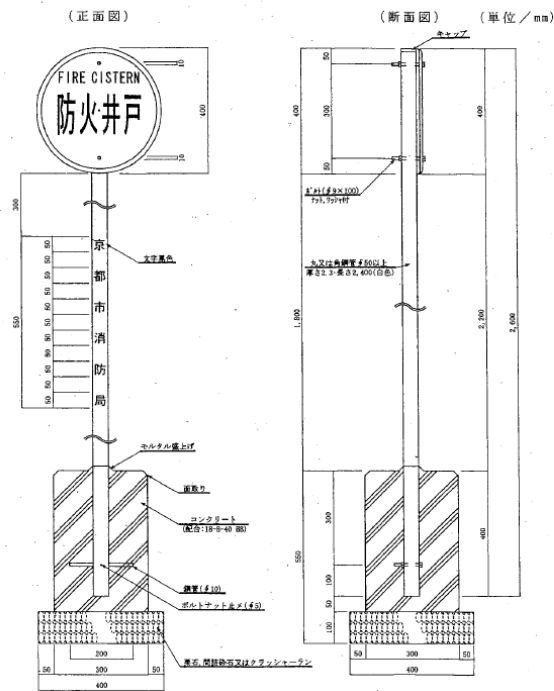
京 都 市

代 表 者 京都市長 松井 孝治

(付図第 1 号) 標識位置図



(付図第 2 号) 標識図



- 標 識 板
- 様 式 消防局指定 (全国統一) 標識
400型
- 材質等 鉄板厚0.6mm カマボコ型
- 文字、緑、白色
地 赤色
- メラミン焼付塗色
- 支 柱 (標識板取付け用)
- 形状 丸又は角鋼管50mmφ・□以上
- 長 さ 2600mm
- 厚 さ 2.3mm
- 地 白色
- 取付け ボルトナット止め
- 先端キャップ付